## 議案第76号

指定管理者の指定について(羽曳野市立グレープヒルスポーツ 公園及び羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、下記の団体を羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園及び羽曳野市立駒ヶ谷テニスコートの指定管理者に指定する。

記

所在地	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル8階
名称	羽曳野クリーン工房SSK共同事業体
代表者名	代表団体 株式会社 クリーン工房
	代表取締役 川鍋 大二
指定期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和3年11月30日 提出

羽曳野市長 山入端 創